

事 務 連 絡
令和4年6月27日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「一般用医薬品販売制度に関するQ&Aについて」の一部改正について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）薬務主管課あて、別添のとおり連絡しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 2 7 日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「一般用医薬品販売制度に関するQ&Aについて」の一部改正について

薬局開設者及び店舗販売業者が、その薬局又は店舗に勤務する従業員に付けさせることとされている名札への氏名の記載に係る詳細については「一般用医薬品販売制度に関するQ&Aについて」（平成 22 年 7 月 12 日厚生労働省医薬食品局総務課・厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡。以下「Q&A」という。）により、お示ししているところです。

今般、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成 21 年 5 月 8 日薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）の改正にともない、Q&Aを下記のとおり改正しましたので、御了知の上、業務の参考として、貴管内関係機関、関係団体等への周知をお願いいたします。

記

Q&Aの一部を別添のとおり改正する。